



報道発表資料

報道関係者各位

令和2年12月25日(金)

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 阿部 浩志

賃金指導官 中里 康浩

電話 023 - 624 - 8224

FAX 023 - 624 - 8345

改正山形県特定(産業別)最低賃金が12月25日発効

—4産業すべて3円UP—

山形労働局長(局長:河西直人^{かさいなおと})は、地域別最低賃金(793円:本年10月3日発効済)よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた4産業の山形県特定(産業別)最低賃金について、山形地方最低賃金審議会(会長:山上朗^{やまかみあきら})の答申(本年10月26日)を受けて行った金額等の改正決定は、本年12月25日からその効力を発生します。

令和2年度の改正金額は、「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業」が862円(引上げ額3円)、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が846円(同3円)、「自動車・同附属品製造業」が861円(同3円)、「自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)」が865円(同3円)となります。(別添1参照)

これにより、本年12月25日以降は、山形県内の4産業で事業を営む使用者(4産業計で約1,500事業場)及びその産業の「基幹的労働者」(4産業計で約25,400人)に改正金額が適用されます。

(参考)

別添1 特定(産業別)最低賃金

別添2 山形県の最低賃金リーフレット(地域最賃及び特定最賃)

別添3 特定最低賃金について